

熊本県公報

号外 第 16 号の 4
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1
 - 熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則……………(") 4
- 訓 令**
- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(税 務 課) 4

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 22 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和 30 年熊本県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式（裏）中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合）」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合）の割合で計算した延滞金を加算し」に改める。

別記第 3 号の 2 様式中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合）」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合）の割合で計算した延滞金を加算し」に改める。

別記第 3 号の 3 様式（裏）中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合）」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合）の割合で計算した延滞金を加算し」に改める。

別記第 3 号の 4 様式（裏 2）中「ご案内」を「御案内」に、「ご覧」を「御覧」に、「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合）」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合）の割合で計算した延滞金を加算し」に改める。

別記第 3 号の 5 様式（裏）中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合）」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合）の割合で計算した延滞金を加算し」に改める。

別記第 3 号の 6 様式（裏）中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合）」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合）の割合で計算した延滞金を加算し」に改める。

別記第 13 号様式中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過するときにおける公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合）」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第 13 号の 2 様式中「当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合）」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第 14 号様式中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第 14 号の 2 様式及び別記第 14 号の 2 の 2 様式（その 1）中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が、年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第 14 号の 2 の 3 様式中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第 27 号様式中「ご案内」を「御案内」に、「当該期間のうち、平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に、「公定歩合 + 年 4%」を「特例基準割合」に改める。

別記第 30 号の 3 様式（裏）を次のように改める。

別記第 30 号の 3 様式（第 20 条の 3 関係）

(裏)

※ 取得した不動産が家屋の場合には、次の欄に記入してください。

請 負 者	住 所 (所在地)	使 用 量	鉄 骨				t	
			鉄 筋				t	
	コンクリート		鉄筋	無筋			m ³	
	コンクリート ブ ロ ッ ク		100mm	120mm	150mm			m ³
			個	個	個			個
氏 名 (名 称)			根 伐 土 量				m ³	

住宅用土地に係る不動産取得税の 徴収猶予・減額申告欄	新築(予定)住宅	申告区分	1 土地を取得した日から一定期間内に新築又は新築予定 2 土地を取得した日前1年以内に新築 3 新築後1年以内の土地付き未使用住宅(いわゆる建売住宅)の取得 4 事業者等が購入した土地付き未使用住宅をその購入の日から1年以内に取得				
		着工予定日	年 月 日	取得年月日	年 月 日	構 造	
		完成予定日	年 月 日	事業主等の 取得年月日	年 月 日	床 面 積	m ²
		新築年月日	年 月 日			取得価格 (建築費)	円
	既存住宅	申告区分	1 土地を取得した日から1年以内に取得又は取得予定 2 土地を取得した日前1年以内に取得				
		新築年月日	年 月 日	固定資産課税 台帳登録価格	円	構 造	
取得(予定) 年月日		年 月 日	申告者の居住 の 状 況		床 面 積	m ²	
特例適用	住宅	1 熊本県税条例第52条第4項に基づく申告		賦課処分が なされている 場合	課 税 年 月	納 税 者 番 号	
	住宅用地	2 熊本県税条例第59条第4項に基づく申告			課 税 年 月	納 税 者 番 号	

※ 特例適用住宅控除及び住宅用土地減額以外の非課税等に関する規定の適用がある場合には、下欄にその旨を記入し、その事実を証する書類を提示してください。

非課税、特例 控除、減額に 関する規定 の適用	有・無	【内容】

※ 取得者が正当な理由なく熊本県税条例第56条第1項に規定する申告をしなかった場合には、3万円以下の過料が科せられます。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別記第 30 号の 3 様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 23 号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県産業廃棄物税条例施行規則（平成 17 年熊本県規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 11 号様式中「当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

訓 令**熊本県訓令第 4 号**

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和 47 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 78 号様式中「当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合」を「地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第 123 号様式中「滞納処分量」を「滞納処分費」に改める。

別記第 164 号様式（表）中「ご覧」を「御覧」に、「については、当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における公定歩合に年 4% の割合を加算した割合が年 7.3% の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年 4% の割合を加算した割合」を「であって、地方税法附則第 3 条の 2 第 1 項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第 177 号様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 177 号の 2 様式（第 166 条関係）

(裏)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(2 通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第186号様式（その1）（表）中「ご覧」を「御覧」に、「については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合」を「であって、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第186号様式（その2）中「については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合」を「であって、地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合の適用がある年中においては、当該特例基準割合」に改める。

別記第228号様式から別記第233号様式までを次のように改める。

別記第228号様式（第166条関係）

(登記嘱託書その 1)

第 号

登 記 嘱 託 書

登記の目的

原 因 年 月 日

被代位者

代 位 者 熊本県

代 位 原 因 年 月 日 滞納処分の差押え

添 付 書 類 代位原因証書

年 月 日 嘱託 法務局

支局
出張所

嘱託者 熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長
連絡先

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 1 号

不動産の表示

別記第 229 号様式 (第 166 条関係)

(登記嘱託書その 2)

第 号

登 記 嘱 託 書

登記の目的 差押え (参加差押え)

原 因 年 月 日 熊本県 地域振興局 差押え (参加差押え)
熊本県 事務所

権 利 者 熊本県

義 務 者

添 付 書 類 登記原因証明情報

年 月 日嘱託 法務局 支局
出張所

嘱託者 熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長
連絡先

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 1 1 号

不動産の表示

別記第 230 号様式 (第 166 条関係)

(登記嘱託書その 3)

第 号

登 記 嘱 託 書

登 記 の 目 的 所有権移転 権利登記抹消 差押登記抹消

原 因 年 月 日 公売

権 利 者

抹消すべき登記 年 月 日 受付第 号 差押え

年 月 日 受付第 号 権

義 務 者 所 有 者

権者

差押権利者 熊本県

添 付 書 類 登記原因証明情報 配当計算書 住所証明書

年 月 日 嘱託 法務局

支局
出張所

嘱託者 熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長
連絡先

課 税 価 格 金 円

不 動 産 価 格 金 円

登 録 免 許 税 金 円

不 動 産 の 表 示

別記第 231 号様式 (第 166 条関係)

(登記嘱託書その 4)

第 号

登 記 嘱 託 書

登記の目的 差押え (参加差押え)

目的たる権利	年 月	日受付第	号
	順位	番	権

原 因	年 月 日	熊本県 熊本県	地域振興局 事務所	差押え (参加差押え)
-----	-------	------------	--------------	-------------

権 利 者 熊本県

義 務 者

添 付 書 類 登記原因証明情報

年 月 日嘱託	法務局	支局 出張所
---------	-----	-----------

嘱託者	熊本県 地域振興局長
	熊本県 事務所長
	連絡先

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 1 1 号

不動産の表示

別記第 232 号様式 (第 166 条関係)

(登記嘱託書その 5)

第 号

登 記 嘱 託 書

登記の目的 差押え (参加差押え) 登記抹消

原 因 年 月 日 解除

抹消すべき登記 年 月 日受付第 号

権 利 者

義 務 者 熊本県

添 付 書 類 登記原因証明情報

年 月 日嘱託 法務局

支局
出張所

嘱託者 熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長
連絡先

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 1 1 号

不動産の表示

別記第 232 号の 2 様式 (第 166 条関係)

(登記嘱託書その 6)

第 号

登 記 嘱 託 書

登記の目的 抵当権設定

原 因	年 月 日	徴収 (換価) 猶予に係る
	年度	税についての
	年 月 日	抵当権設定契約

債 権 額 金 円

延 滞 金 額 地方税法による金額

債 務 者

抵 当 権 者 熊本県

設 定 者

添 付 書 類 登記原因証明情報 抵当権設定登記承諾書 (印鑑証明書付)

年 月 日	嘱託	法務局	支局
			出張所

嘱託者	熊本県	地域振興局長
	熊本県	事務所長
	連絡先	

登録免許税 登録免許税法第 4 条第 1 項

不動産の表示

別記第 232 号の 3 様式 (第 166 条関係)

(登記嘱託書その 7)

第 号

登 記 嘱 託 書

登記の目的 抵当権抹消

原 因 年 月 日 担保解除

抹消すべき登記 年 月 日受付第 号

権 利 者

義 務 者 熊本県

添 付 書 類 登記原因証明情報

年 月 日嘱託 法務局 支局
出張所

嘱託者 熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長
連絡先

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 1 1 号

不動産の表示

別記第 233 号様式 (第 166 条関係)

取 下 書

貴庁 年 月 日受付第 号差押え () 登記嘱託書は
下記の理由により取り下げます。

理 由

登録免許税 登録免許税法第 5 条第 1 1 号

上記取下げに係る嘱託書は本日受領しました。

年 月 日

熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長
連絡先

法務局 支局
出張所

不動産の表示

別記第237号様式中「熊本県 地域振興局長」を「熊本県 地域振興局」に、
「熊本県 事務所長」を「熊本県 事務所」に改める。
別記第255号様式中「委任出納員」を「出納員」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別記第78号様式、別記第164号様式、別記第186号様式（その1）及び同様式（その2）の改正規定は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。